

長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業等の育児休業取得状況や取得率向上に向けた取組を周知することで、性別にかかわらず誰もが育児休業を取得しやすい職場環境づくり及びその取得に向けた一層の取組を促すとともに、従業員の育児休業取得に積極的に取り組む企業等の認知度向上を図るため、「ながのけん社員応援企業のさいと」(以下「専用サイト」という。)において従業員の育児休業取得率や育児休業取得促進に向けた取組状況を公表する企業等を「長野県パパママ育休実践企業」(以下「育休実践企業」という。)として登録する「長野県パパママ育休実践企業登録制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 県内に本社又は事業所を置き、県内において事業活動を行う法人、その他の社団又は個人をいう。なお、事業所が複数ある法人等にあつては、個々の事業所単位で登録することも可能とする。
- (2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業、ならびに、企業等が就業規則及び労働協約により独自に定めている、子を養育するための休業(出生時育児休業を含む。)をいう。

(対象企業等)

第3条 登録の対象は、次の各号のすべてに該当する企業等とする。

- (1) 長野県「社員の子育て応援宣言」登録制度実施要領の規定に基づく申請を行っていること(同時申請含む)。
- (2) 従業員の育児休業取得促進に取り組んでいること又は登録後に取り組むこととしていること。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 申請日の前日から起算して過去3年間に重大な法令違反がないこと。

(登録の内容)

第4条 登録の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直近の事業年度における育児休業取得状況。なお、登録が2期目以降の場合は、前期以前に登録した育児休業取得状況は継続して登録することとする。
- (2) 育児休業取得促進に向けた取組状況
- (3) 仕事と子育ての両立を推進する制度の実施状況

(申請)

第5条 前条の内容について登録を行おうとする企業等は、専用サイトの申請画面から申請するものとする。これにより難しい場合は、申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請をした企業等が第3条の要件を満たすと認めるときは、育休実践企業として登録するとともに、専用サイトでその情報を公表するものとする。
- 3 新規登録の申請は年間を通じて随時行うことができるものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録日から起算して1年に達する日が属する月の末日までとする。

(登録情報の変更)

第7条 登録期間中に登録情報に変更が生じた場合は、専用サイトの入力画面から必要事項の入力を行うことにより、変更を届け出るものとする。これにより難しい場合は、変更届(様式第2号)により知事へ届け出るものとする。

(更新)

第8条 登録企業は、登録の有効期間が満了する月の前月初日から満了月の末日までに申請を行い、登録を更新することができる。

- 2 手続きは第5条の規定を準用するものとする。
- 3 第1項の期間を過ぎ、かつ、県からの更新の案内で定める期間経過後も申請がない場合、専用サイトでの公表を停止するものとする。

(専用サイトの利用に係る留意事項)

第9条 専用サイトの利用に当たっては、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 専用サイトを不正の目的又は営利を目的に利用すること。
- (2) 県、他の登録企業及びそれ以外の第三者(以下「他者」という。)の商標権、著作権、意匠権、特許権などの知的財産権及びその他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 専用サイトによりアクセス可能な県又は他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (7) 実在又は架空の他者になりすまして専用サイトを利用する行為。
- (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。

- (9) アクセス権限のない他者が受信可能な状態におく行為。
 - (10) 県の専用サイト用設備（県が専用サイトを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいう。）又は他者の設備に無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為。
 - (11) 同意を得ることなく、又は詐欺的な手法により 県又は他者が所有する個人情報を収集する行為。
 - (12) 上記各号の他、法令、この要領若しくは公序良俗に違反する行為、専用サイトの運営を妨害する行為、県の信用を毀損し、若しくは県の財産を侵害する行為、又は他者若しくは県に不利益を与える行為。
 - (13) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合も含む。）がみられるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを貼る行為。
- 2 県は、登録企業に事前に通知することなく、専用サイトの内容変更、運用中止等を行うことがある。
- 3 県は、専用サイトの利用により発生した登録企業の損害すべてに対し、いかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務もないものとする。

（登録の取消し）

- 第 10 条 知事は、登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、専用サイトの情報の公表を停止するものとする。
- (1) 長野県「社員の子育て応援宣言」登録制度実施要領第 10 条の規定により登録の取消しを受けた場合
 - (2) 虚偽の申請があった場合
 - (3) 前条第 1 項に定める禁止事項のうち一つでも行ったことが明らかになった場合
 - (4) 県内企業等としての活動実態がないと判断される場合
 - (5) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

（登録の抹消）

- 第 11 条 登録企業が登録の抹消を希望する場合は、登録抹消申出書（様式第 3 号）を提出するものとする。

（事務の所掌）

- 第 12 条 この要領に関する事務は、産業労働部労働雇用課において所掌する。

（補則）

- 第 13 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

申請日

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|
| | 年 | | 月 | | 日 |
|--|---|--|---|--|---|

「長野県パパママ育休実践企業」登録申請書

長野県知事 様

当社（事業所）は、長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領に基づき、「長野県パパママ育休実践企業」として登録し、その取組状況等を「ながのけん社員応援企業のさいと」上で公表するため、次のとおり申請します。

1 企業情報

| | | | |
|------------------|-----------|-------------------------|--|
| 企業・事業所名 | | | |
| 代表者職・氏名 | | | |
| 「社員の子育て応援宣言」登録番号 | | 「ながのけん社員応援企業のさいと」ログインID | |
| 担当者 | 所属・氏名 | | |
| | 連絡先(電話番号) | | |

2 申請の種類

以下のうち該当するものにチェックを付してください。

| | | | |
|--------------------------|-------------|--------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 新規登録（第5条関係） | <input type="checkbox"/> | 登録の更新（第8条関係） |
|--------------------------|-------------|--------------------------|--------------|

3 同意・誓約事項

申請にあたっては、次の事項に同意・誓約します。

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 「社員の子育て応援宣言」の登録が取り消された場合は、本登録も取り消しとなることに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | 申請している数値（育児休業取得者数、取得率等）が虚偽の事実でないことを誓約します。 |
| <input type="checkbox"/> | 申請日の前日から起算して過去3年間に、重大な法令違反がないことを誓約します。 |
| <input type="checkbox"/> | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないことを誓約します。 |
| <input type="checkbox"/> | 事務局からの審査に必要な事項についての確認、申請書の補正等に対応することを誓約します。 |

2 直近の事業年度における育児休業取得状況

| | 本人又は配偶者が出産した従業員数 (A) | 人 | 育児休業を取得した従業員数 (B) | 人 | 育児休業取得率 (B ÷ A (%)) | % |
|-------------------|----------------------|---|-------------------|---|---------------------|---|
| 総数 | | | | | | |
| 男性 | | | | | | |
| 女性 | | | | | | |
| 算定期間 (直近の事業年度) | | | ～ | | | |
| 補足説明 | | | | | | |

※取得率は小数点第2位を四捨五入してください。

※必要に応じて補足説明を記入してください。

3 育児休業取得促進に向けた取組状況

従業員の育児休業取得を促進するための取組について、内容や成果等を記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

4 仕事と子育ての両立を推進する制度の実施状況

以下のうち該当するものがあればチェックを付してください。

| | | | |
|--------------------------|-----------------|--------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | 法定を上回る育児休業制度の導入 | <input type="checkbox"/> | 育児目的休暇の導入 |
| <input type="checkbox"/> | 多様な働き方制度の導入 | <input type="checkbox"/> | 事業所内保育所の設置 |
| <input type="checkbox"/> | 職業家庭両立推進員の選任 | | |
| <input type="checkbox"/> | その他 | | |
| | その他の内容 | | |

事務局使用欄

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 受付日 | | 登録日 | |
| 審査欄 | | | |

様式第2号（第7条関係）

申請日

年

月

日

「長野県パパママ育休実践企業」登録情報変更届

長野県知事 様

当社（事業所）が「長野県パパママ育休実践企業登録制度」に登録した事項について下記のとおり変更がありましたので、長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領第7条の規定により、変更届を提出します。

1 変更事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
| | | |

2 変更理由

| |
|--|
| |
|--|

事務局使用欄

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| 受付日 | | 変更承認日 | |
| 審査欄 | | | |

様式第3号（第11条関係）

申出日

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|
| | 年 | | 月 | | 日 |
|--|---|--|---|--|---|

「長野県パパママ育休実践企業」登録抹消申出書

長野県知事 様

長野県パパママ育休実践企業登録制度実施要領第11条の規定により、当社（事業所）に係る「長野県パパママ育休実践企業」の登録の抹消を届け出ます。

1 登録期間

| | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|---|--|---|
| | 年 | | 月 | ～ | | 年 | | 月 |
|--|---|--|---|---|--|---|--|---|

2 抹消を希望する理由

| |
|--|
| |
|--|

事務局使用欄

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 受付日 | | 抹消日 | |
| 審査欄 | | | |